



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 話題の言葉

#### 医薬品がコンビニでも購入可能に！

最近、ドラッグストア業界の業界再編が急速に進んでいます。その背景には、薬事法の改正で、2009年4月から医薬品の販売規制が変わることがあります。下図は、薬局・薬店以外で購入したい医薬品のアンケート結果です。常備薬にしているものは、安全に手軽に購入できるといいですね。

薬は、薬事法によって分類され、販売方法が決まっています。医師の処方せんが無くても買える医薬品は、「一般用医薬品(大衆薬)」と呼びますが、これまでは、薬剤師のいる店でしか買えませんでした。

しかし、来年4月以降はこの規制が緩和され、薬剤師がいないスーパーやコンビニエンスストアでも大衆薬の大半が買えるようになる見通しです。

来年4月以降、大衆薬は薬の効き目と副作用に応じて3種類に分類されます。

**第一類**は、良く効くけれど副作用の危険もあるもので、従来どおり薬剤師がいる店でしか販売できません。しかも、薬剤師が薬の内容などを書面で示して説明しなければなりません。

対象としては、胃薬(ガスターテン)や発毛剤(リアップ)などが該当するそうです。

**第二類**は、一般の風邪薬や解熱鎮痛剤などです。第二種の購入者には登録販売者が口頭で説明することが求められます。

コンビニやスーパーは、「登録販売者」を置けば販売が可能となります。

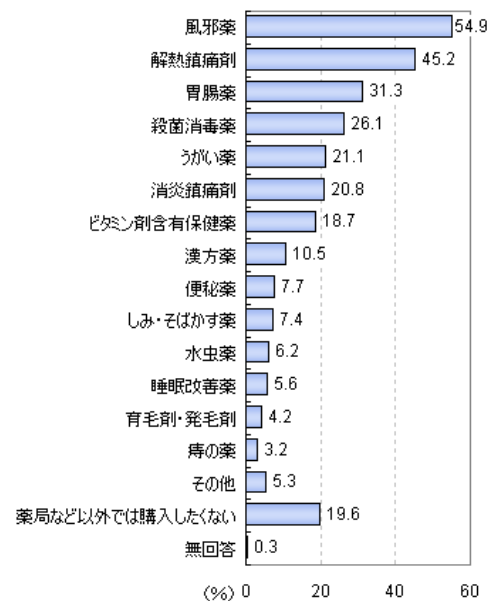
**第三類**は、副作用の危険が少ない整腸薬や消毒薬等が該当し、「登録販売者」のいる店舗や通販で購入することができます。

登録販売者は、薬剤師のように薬学部を出ていなくともいいのですが、医薬品販売の実務経験と都道府県が実施する資格試験に合格することが必要です。

一方、従来のやり方では、販売できなくなる規制強化もあります。

「置き薬(配置薬)」の販売員は、これまで資格が不要でしたが、来春以降は、登録販売者の資格が必要になります。

コンビニ等で薬が買えるようになると、夜中に体調が悪くなったときもすぐに購入することが可能になり、便利になりますが、薬の知識を十分に把握する対策も大切ですね。(青島 彩子)



**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先: 朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

# 税金Q&A

## Question (帳簿書類の保存期間)

当社は、事務用品の販売を行う3月決算の法人です。  
当社では、書類の保管場所がいっぱいになってきたことから、各種書類の処分を検討しています。  
帳簿や請求書等の証憑書類の保存期間について何か規定はありますか。

## Answer

会社法上は、会計帳簿及び重要書類を10年間保存しておかなければなりません。これに対し、法人税法上は、帳簿や基礎資料となる書類を申告書提出期限の翌日から7年間保存することになっています。消費税法上も、原則として帳簿及び請求書等の両方を7年間保存することになっています。

## 解説



会社が、作成したり受取ったりした証憑書類やそれらを整理した帳簿類については、税務調査を受けたり、後で調べたりするとき等のためにきちんと整理しておく必要があります。

会社法上は、会計帳簿及び重要書類を、会計帳簿の閉鎖の時から10年間保存しておかなければなりません。

税法ではこれより短い保存期間が定められています。法人税法上は、申告書提出期限の翌日から7年間の帳簿書類の保存が義務づけられています。また消費税法上も、仕入税額控除を受けるためには、原則として帳簿と仕入税額控除の対象となる請求書等の両方について7年間保存しておかなければなりません。(ただし、6年目及び7年目については帳簿又は請求書等のいずれかを保存すればよいことになっています。また、1回の税込み取引金額が3万円未満である場合等には、請求書等の保存は不要とされています。)

区分	例示	保存期間	
		税法上	会社法上
帳簿	現金出納簿、得意先元帳、仕入先元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など	7年	10年
決算書類	貸借対照表、損益計算書、棚卸表など		10年 (事業に関する重要な資料に限る)
証憑書類	[現金・預貯金の出納及び有価証券の取引関係] 領収書(及び控え)、預金通帳、当座照合表、 小切手控、有価証券売買計算書など		
	[その他] 請求書、注文書、契約書、見積書、手形控など		
	[棚卸資産関係] 納品書、送り状、受領書、検収書、入出荷報告書など		

帳簿・決算書類については、税法の規定にかかわらず10年間保存する必要があります。証憑書類については、重要なものは10年間保存する必要がありますが、それ以外の書類は税法に規定する期間保存すればよいと考えられます。

なお、一定の要件を満たせば電子データによる保存制度を利用することもできます。

## 根拠条文等

会社法 第432条(会計帳簿の作成及び保存)、第435条(計算書類等の作成及び保存)

法人税法施行規則 第59条(帳簿書類の整理保存)

消費税法施行令 第50条(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等)

消費税法基本通達 11-6-7(帳簿及び請求書等の保存期間)等